

農薬登録情報（使用制限のかかるもの）

以下の農薬は、平成24年9月26日に使用制限となる登録の変更が予定されておりますので、関係機関等へ周知をお願いいたします。

登録番号	農薬名（商品名）	農薬の種類名	製造者名
第5818号	ゲザガード50	プロメトリン水和剤	日本化薬株式会社

■変更内容及び変更理由

【変更内容（今回の使用制限変更にかかるとなる部分のみ）】

- ① 作物名「だいこん」、「陸稲」を削除する。
- ② 作物名「麦類」の使用時期「5葉期まで」を削除し、本剤の使用回数を「1回」とする。
- ③ 作物名「にんじん」の使用時期「生育期(但し、収穫45日前まで)」を削除し、本剤の使用回数を「1回」とする。

【適用表（今回の使用制限変更にかかるとなる部分のみ）】

[変更前]

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量		本剤の使用回数	使用方法	プロメトリンを含む農薬の総使用回数
				薬量	希釈水量			
だいこん	畑地一年生雑草	は種直後	砂壤土～埴土	50～100 g/10a	50～100 L/10a	1回	全面土壌散布	1回
陸稲		は種後		100～200 g/10a				
麦類		は種直後		150～200 g/10a		2回以内	全面土壌散布	2回以内
		5葉期まで		100～200 g/10a				
にんじん		は種後						
	生育期 (但し、収穫45日前まで)							

[変更後]

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量		本剤の使用回数	使用方法	プロメトリンを含む農薬の総使用回数
				薬量	希釈水量			
麦類	畑地一年生雑草	は種直後	砂壤土～埴土	150～200 g/10a	50～100 L/10a	1回	全面土壌散布	2回以内
にんじん		は種直後		100～200 g/10a				

【 変更理由 】

登録維持に必要な資料整備に経費と時間を要するため。

【本件の問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室
柴田、代市

TEL:03-3502-5969

FAX:03-3501-3774